

「子ども・子育て支援事業計画」について

令和5年11月30日

和木町教育委員会事務局

子ども・子育て会議の設置

■国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。

●国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取。

●自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。

※「和木町子ども・子育て会議設置要綱」については資料1-2をご覧ください。

事業計画の策定

■市町及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定めるとともに、今回は、子どもの貧困対策計画と一体的に策定します。

○「量の見込み」は、町内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。→保護者に対する「ニーズ調査」を実施（令和5年12月実施予定）

※調査の内容等については、子ども・子育て会議で議論する。

※子どもの意見聴取も行う必要があります。

○計画期間は5年間（令和7年度～令和11年度）

○計画策定に当たり、山口県との協議・調整（県全体の数値等）が必要。

○計画の策定・変更、進捗管理等について「子ども・子育て会議」の意見を聴く必要あり。

毎年PDCAサイクルによる検証を行っています。